

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保有個人情報の訂正をする旨・訂正をしない旨の決定		
根拠法令及び条項	蓮田市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 条例上の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。 ・蓮田市議会の個人情報の保護に関する条例第33条		
審査基準設定年月日	令和5年4月1日	審査基準最終変更年月日	令和5年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求のあった日から30日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和5年4月1日	標準処理期間最終変更年月日	令和5年4月1日
所管部署	議会事務局		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。